

～ 法人保険の経理処理・税務の留意点～

あけましておめでとうございます。今年も旬な税制の情報などを発信してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。
今回は、保険です。法人契約の保険については、法人税法基本通達に経理処理の定めがあり、保険の種類、契約内容などにより取扱いが異なりますので注意が必要です。

生命保険の種類と経理処理

生命保険金の受取人の相違により、保険料を損金算入すべきか、資産計上すべきかの違いがあります。

種類	保険金受取人		主契約保険料の取り扱い
	死亡保険金	満期保険金	
養老保険	法人	法人	資産計上
	遺族	本人	給与(福利厚生費)
	遺族	法人	1/2資産計上 1/2損金算入
定期保険	法人	無し	損金算入
	遺族	無し	損金算入

逡増定期保険と長期平準定期保険

次に掲げる保険は、定期保険に該当し、**期間満了になっても満期返戻金はありません**。しかし、中途解約を行うことで発生する解約返戻金を、会社の**財務基盤強化、役員退職金への充当**など、活用することが出来ます。

なお、定期保険は上記のとおり全額損金算入が原則ですが、これらの保険の処理は下記のとおりとなります。

逡増定期保険

契約後、**早い段階で解約返戻金が高率になる**という特徴があります。短い期間の積立に有効です。

保険満了時の年齢 > 70	
保険期間の前半6/10の期間	1/2 損金算入 1/2 資産計上
保険期間の前半4/10の期間	損金算入 既往の前払保険料を残余期間で均等取り崩し、損金算入

長期平準定期保険

契約が長期間にわたり、逡増定期保険に比較して**解約返戻金の増減が緩やか**であるという特徴があります。

逡増定期保険が短期的な積立に対して、長期平準定期保険は長期の積立に最適な保険です。

平成20年2月29日以後の契約

(1) 保険期間の前半6/10

保険期間満了時の被保険者の年齢	加入時の年齢 + 保険期間 × 2		
	95以下	95超	120超
80歳超			1/4損金算入
70歳超			1/3損金算入
45歳超		1/2損金算入	
45歳以下	全額損金算入		

(2) 保険期間の後半4/10

保険料を損金算入し、それまでに資産計上されている前払保険料総額を残余期間で均等に取崩し、損金算入。

$$\text{毎年の損金算入額} = \text{支払保険料} + \left(\text{前払保険料} \div \text{残余期間} \right)$$

以上、保険の種類、受取人ごとに経理処理をご紹介いたしましたが、保険の商品名等だけで判断するのは困難です。保険証書の写しを弊社担当者にお渡し頂ければ、適切な処理を行わせていただきます。ご不明点等がございましたら、お問い合わせください。